

名称

【岩美町】がんばる商工業者総合支援事業補助金

施策概要

町内での創・開業、町内事業者の経営の持続、事業承継を岩美町商工会等と連携して支援し、補助金を交付します。

(1) 創・開業支援

	内 容
対象者	岩美町商工会の経営計画に係る指導を受けて、町内で新たに創・開業しようとする商工業者 ※フランチャイズ、営業の譲渡、委託等に伴う事業でないこと
対象経費	①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費 ③補助事業実施年度の賃借料(テナント料、機器のリース料)等
補助率	2/3・上限50万円

(2) 持続支援

	内 容
対象者	創業から5年以上経過している町内の小規模事業者で、岩美町商工会員として1年以上経営指導を受けている者
対象経費	①店舗、事務所の修繕、改装に要する経費 ②設備の修繕、更新に要する経費
補助率	1/3・上限30万円 ※交付決定年度の翌年度から起算して5年間は当補助金の申請不可

(3) 事業承継支援

	内 容
対象者	岩美町事業承継ネットワークの支援を受けて、町内で事業の承継(代表者の交代)をする者
対象経費	①店舗、事務所の修繕、改装に要する経費 ②設備の修繕、更新に要する経費
補助率	2/3・上限50万円

- ・(1)～(3)の各事業とも、1年以上の事業の継続義務あり。
- ・原則として町内事業者へ発注した経費を対象とします。
- ・(1)及び(3)の事業は、有識者等による審査会を開催し、補助事業者を決定します。

問合せ先

岩美町 商工観光課
TEL:0857-73-1416
FAX:0857-73-1524

詳しくはこちら

<https://www.iwami.gr.jp/dd.aspx?menuid=1992>

名称

【岩美町】岩美町ふるさと就職支援事業費補助金

施策概要

新規高卒者等の地元への就職を促進するため、新規高卒者等を正規雇用した中小企業者に対し、人材育成に要する経費の一部を補助金として交付します。

補助対象者	<p>新規に高等学校もしくは特別支援学校(高等部に限る)を卒業した者を雇用した「中小企業基本法」第2条に規定する中小事業者(風俗営業及び風俗関連営業は除く。)で、次の(1)から(6)のいずれにも該当する者。</p> <p>(1)岩美町内に事業所(事務所、店舗、工場)を設置していること。</p> <p>(2)雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>(3)次のa～cの条件を全て満たす新規高卒者を雇用している事業主であること。</p> <p>a. 雇用保険の一般被保険者として6ヶ月以上雇用される者</p> <p>b. 岩美町内に住民登録がある者(ただし、外国人技能実習生等は除く)</p> <p>c. 事業主の2親等以内の親族でない者</p> <p>(4)新規高卒者等を雇用した日前後6ヶ月の間に、事業主の都合による離職者がいないこと</p> <p>(5)国・県から類似の補助金等を受けていないこと。</p> <p>(6)町税及び公共料金を完納していること。</p>
補助対象事業	<p>次の(1)、(2)のいずれにも該当する事業</p> <p>(1)岩美町に住所を有する新規高卒者等を雇用すること。</p> <p>(2)地元への就職を促進し、人材育成につながる事業であること。</p>
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費のうち、新規高卒者等の給与に要する費用
補助金額	雇用契約日から12ヶ月を限度として1人あたり月額10万円(上限)

問合せ先

岩美町 商工観光課
TEL:0857-73-1416
FAX:0857-73-1524

詳しくはこちら

<https://www.iwami.gr.jp/item/4209.htm>

名称

【岩美町】岩美町企業立地促進補助金

施策概要

町内での企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図るため、工場、事業所、研究所、研修所又は機械設備(以下「工場等」という。)を新設又は増設する企業を支援します。

1件あたりの投資額及び増加した町内在住常用雇用者数の規模に応じて算出し限度額以内で補助。

		区分	町外企業		町内企業	
要件		投資額 ※投下固定資産額 +賃借料(5年分)	1億円超	3,000万円超	3,000万円超	1,000万円超
		増加した町内在住常用雇用者数	3人以上	1人以上	1人以上	1人以上
投資補助	補助率	投下固定資産額	5%	5%	10%	10%
		賃借料(初年度)	25%	25%	25%	25%
	限度額		1,000万円	500万円	1,000万円	300万円
雇用補助	補助金額	正規雇用	50万円×人数			
		正規雇用でない常用雇用	25万円×人数			
	限度額		500万円			
合計補助限度額			1,500万円	1,000万円	1,500万円	800万円

※投下固定資産額
地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用の額と工場等の新設又は増設に必要な費用の額との合計額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額

問合せ先

岩美町 商工観光課
TEL:0857-73-1416
FAX:0857-73-1524

詳しくはこちら

<https://www.iwami.gr.jp/item/6721.htm>

名称

【岩美町】岩美町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

事業者の利子負担の軽減と経営の安定を図るため、マル経融資に係る利子支払い額の一部を補助金として交付します。

補助対象者	日本政策金融公庫からマル経融資を受けた事業者で、次のいずれにも該当する者。 (1)町内に住所を有する小規模事業者 (2)町に納税義務があり、かつ、その町税等を完納している者(法人にあつては代表者を含む。)
補助対象経費	当該年度の4月1日から3月31日までに支払ったマル経融資の利子額。 ただし、利子補給最終月において、休日等により支払日が翌月になる場合は、翌月1回に限り利子を補給する。
補助金額	当該年度に日本政策金融公庫に支払ったマル経融資の利子額(延滞に係るものを除く。)の2分の1以内。 2年次以降も同様とする。
補助対象期間	利子発生月から起算して3年を経過する日までとする。
申込方法	当該年度の3月末日までに、岩美町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書に必要書類を添付し、岩美町へ提出する。

問合せ先

岩美町 商工観光課
TEL:0857-73-1416
FAX:0857-73-1524

(詳細は岩美町例規集に掲載)

詳しくはこちら

http://www.iwami.gr.jp/reiki_int/reiki_honbun/m007RG00000626.html

名称

【岩美町】岩美町過疎地域における固定資産税の課税免除

施策概要

新增設した家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除を行います。

課税免除対象

家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税を免除する。

土地については、その取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る。

課税免除期間

新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分。

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、製作、改修等に係る取得	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得	
取得価格	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等 販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

問合せ先

岩美町 商工観光課
TEL:0857-73-1416
FAX:0857-73-1524

(詳細は岩美町例規集に掲載)

詳しくはこちら

http://www.iwami.gr.jp/reiki_int/reiki_honbun/m007RG00000600.html

名称

【岩美町】岩美町工場等設置奨励条例

施策概要

岩美町の産業並びに観光の振興発展を図るため町内に工場又は観光施設を新設するものに対し、奨励金を交付し、又、その他の援助を行います。

交付申請の必要書類

奨励金の交付を受けようとするものは、事業開始の日から1か月以内に次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 工場等の所在地
- (2) 主たる事務所又は営業所の所在地
- (3) 事業主体の名称(法人は定款及び登記簿本添付のこと)及びその代表者
- (4) 事業計画の概要及び事業種目
- (5) 設備資金額
- (6) 常時使用する従業員数
- (7) 事業用土地建物の面積及び償却資産の種目数量
- (8) 事業開始の年月日

奨励金概要

- 奨励金の額: 当該工場等に使用する固定資産に対して賦課された固定資産税の額を限度とし、定める。
- 交付の期間: 奨励金は、事業開始後3か年を限度とする。
- 交付の時期: 奨励金交付の時期は、固定資産税の納期とする。

問合せ先

岩美町 商工観光課
TEL:0857-73-1416
FAX:0857-73-1524

(詳細は岩美町例規集に掲載)

詳しくはこちら

http://www.iwami.gr.jp/reiki_int/reiki_honbun/m007RG00000405.html

名称

【八頭町】「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金

施策概要

町内において新たな新商品開発・人材活用等の新事業展開、起業創業、事業承継の新たな取組に要する経費の一部を補助する。

【補助対象事業】

- ① 新事業展開型
(市場調査、新商品開発、販路開拓、人材育成・活用、働き方改革、多角化・新展開等)
- ② 起業創業型
- ③ 事業承継型

【補助率・上限】

補助率 2分の1

上限 ①20万円、②③50万円

【補助期間】

年度内限り

問合せ先

八頭町 産業観光課 商工観光室
TEL:0858-72-0144
FAX:0858-73-0290

詳しくはこちら

<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/18/1487.html>

名称

【八頭町】過疎地域における固定資産税の課税免除

施策概要

産業振興促進区域内において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業等の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除を行います。

対象者

産業振興促進地域内において条例で規定された家屋又は償却資産、および当該家屋の敷地である土地を取得等した者

課税免除条件

- ・対象業種:製造業、農林水産物等販売業、旅館業等
- ・対象となる設備の取得等(取得価格要件有)

課税免除期間

新たに固定資産税を課税することとなった年度から3年度

課税免除の届出

当該年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産税等について、次に掲げる事項を記載した届出書を1月31日までに八頭町長へ提出する。

- (1) 所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 固定資産の所在地及びその事業所名
- (3) 事業の種類
- (4) 家屋の種類、構造及び床面積並びに敷地の面積
- (5) 地方税法第383条の規定により町長に申告する償却資産申告書のうち、当該資産に係る部分の抄本
- (6) その他参考事項

問合せ先

八頭町 税務課
TEL:0858-76-0204
FAX:0858-73-0147

(詳細は八頭町例規集に掲載)

詳しくはこちら

https://public.joureikun.jp/yazu_town/reiki/act/frame/frame110000209.htm

名称

【八頭町】八頭町企業立地促進条例

施策概要

町内に工場又は事業所を新設又は増設しようとする企業に対し奨励金の交付を行います。

以下の奨励金を最初の交付決定を受けた日の属する年度から3年を限度に交付する

要件	奨励金の年額	
	投下固定資産等に係る額	固定資産税に係る額
(1) 投下固定資産額が500万円を超え、かつ新規常用雇用者数(空き公共施設等への立地の場合は、2名以上の新規常用雇用者を含む新規短時間労働者との合計)が3人以上9人以下のもの	100万円	投下固定資産に係る固定資産税相当額× $1/2$ の額
(2) 投下固定資産額が500万円を超え、かつ新規常用雇用者数(空き公共施設等への立地の場合は、2名以上の新規常用雇用者を含む新規短時間労働者との合計)が10人以上のもの	新規常用雇用者数が10人目から1人につき10万円を乗じて得た額に100万円を加算した額とし、限度額は200万円とする。	
(3) (1)又は(2)を満たし、かつ投下固定資産額が1億円を超えるもの	(1)又は(2)の額に加えて、投下固定資産額に100分の2を乗じて得た額を上限に、予算の範囲内で加算する。	

問合せ先

八頭町 産業観光課 商工観光室
TEL:0858-72-0144
FAX:0858-73-0290

詳しくはこちら

<https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/18/1486.html>

名称

【若桜町】若桜町企業立地促進補助金

施策概要

若桜町内に工場又は事業所を新設又は増設する企業に対し補助金を交付します。

【対象者】

投下固定資産額が3,000万円以上(工場または事業所が町内であれば投下固定資産額が1,000万円以上)かつ新規常時雇用労働者数が2人以上の企業。

【補助金の額】

町外企業	投資額を積算基礎とする補助金額 投下固定資産額に100分の3を乗じて 得た額(300万円を限度とする。)	増加した町内在住の新規常時雇用 労働者数を基礎とする補助金額 増加して半年以上勤務した常時雇用 労働者数のうち、正規雇用者数に 30万円を、正規雇用でない者の数に 10万円を乗じて得た額(300万円を限 度とする。)
町内企業	投下固定資産額に100分の10を乗じ て得た額(100万円を限度とする。)	

【補助金の申込み】

当該工場等の建設計画が明らかになったとき、速やかに次に掲げる書面を添付のうえ、若桜町企業立地補助金補助対象企業指定申請書を町長に提出すること。

- (1) 工場等の概要を明らかにした書類及び図面
- (2) 定款及び登記事項証明書
- (3) 事業開始前の労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者名簿の写し
(増設の場合に限る。)
- (4) 公共職業安定所が発行する照会区分が事業開始前の取得中及び事業開始予定日の前日から起算して6月前から指定申請日までの間の喪失済の事業所別被保険者台帳
- (5) その他町長が必要と認める書類

問合せ先

若桜町 経済産業課
TEL:0858-82-2238
FAX:0858-82-0134

(詳細は若桜町例規集に掲載)

詳しくはこちら

<http://www.town.wakasa.tottori.jp/reiki/act/frame/frame110000712.htm>

名称

【若桜町】若桜町創業支援補助金

施策概要

若桜町において新たに創業・開業する者等に対し、その事業に要する経費の一部について補助金を交付します。

【対象者】

次の各号の条件を満たす者

- (1) 個人の場合は、申請日において町内に住民登録があること。法人の場合は、実績報告書の提出日までに町内に法人を設立していること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 他から同一事業に対する助成を受けていないこと。
- (4) 小規模事業者(中小企業信用保険の対象となる者で、常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の法人又は個人)であること。
- (5) 創業の日以後、5年以上経営継続の見込みのあること。
- (6) 若桜町商工会員又は商工会に加入を行うこと。

【補助対象経費】

事業所の開設費および改修費、設備費、広告宣伝費、專業専用備品購入費

【補助金の額】

10/10以内(上限100万円)

ただし、補助対象者が40歳未満の者については、上限150万円とする。

【補助金の申込み】

着手前に申請書(様式第1号)に次に掲げる必要書類を添えて町長へ提出する。

- (1) 事業(変更)計画書
- (2) 町税の滞納がないことが分かる証明書
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 誓約書
- (5) 若桜町商工会からの意見書
- (6) 賃貸借契約書等の写し及び家屋所有者の改修承諾書(申請者が補助対象物件の所有者でない場合)
- (7) 独立した会計であることが分かる書類(テナント等、既存の事業所に新規入居する場合)
- (8) 他の補助制度の申込みに係る書類の写し(他の補助金の交付を受けている場合)
- (9) その他町長が必要と認めたもの

問合せ先

若桜町 経済産業課
TEL:0858-82-2238
FAX:0858-82-0134

(詳細は若桜町例規集に掲載)

詳しくはこちら

<http://www.town.wakasa.tottori.jp/reiki/act/frame/frame110000875.htm>

名称

【若桜町】若桜町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

マル経融資等を借り入れた町内小規模事業者の当該融資にかかる利子に対し、その一部を補助金として交付します。

【対象者】

町内に住所又は事業所を有する事業者で、平成31年4月1日から令和7年3月31日までにマル経融資等を申し込み、かつ融資を受け、交付申請時において町税等を完納している者。

【補助対象経費】

平成31年4月1日から令和10年3月31日までの期間に納付した利子額。

【補助対象期間】

前条の期間内で、利子が発生した時から3年間を上限。

【補助金の額】

借受人が3月1日から翌年2月末日までに株式会社日本政策金融公庫に納付した利子額(延係るものを除く。)の2分の1以内とし、2年次以降も同様。

【補助金の申込み】

当該年度の3月末日までに、若桜町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる必要書類を添えて若桜町商工会を經由し町長へ提出する。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 町税等納付状況調査に関する同意書
- (4) 当該融資等に係る利子の分かるもの及び支払いが確認できるものの写し

問合せ先

若桜町 経済産業課
TEL:0858-82-2238
FAX:0858-82-0134

(詳細は若桜町例規集に掲載)

詳しくはこちら

<http://www.town.wakasa.tottori.jp/reiki/act/frame/frame110000696.htm>

名称

【若桜町】過疎地域における固定資産税の課税免除

施策概要

過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するため、対象業種の事業の用に供する特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地を取得した者に係る固定資産税の課税免除を行います。

課税免除条件

- ・対象者
過疎地域内のうち、若桜町過疎地域持続的発展計画に記載される産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた事業の用に供する一定規模以上の設備を取得した者
- ・対象業種
製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等
- ・機械及び装置並びに建物の取得価格の合計が2,700万円を超えるもの。
- ・取得価額（一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額。圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額。）

対象業種	資本金規模等		
	5000万円以下	5000万円超～	1億円超～
製造業	500万円以上	1000万円以上※	2000万円以上※
旅館業			
農林水産物等販売業		500万円以上※	
情報サービス業等			

※新設、増設のみ

※取得価格に土地代は含まない

- ・取得期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した資産に限る
- ・課税免除期間
新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分

課税免除の届出

当該年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産等について、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を1月31日までに若桜町長に提出すること。

- (1)固定資産税の課税免除申請書
- (2)土地、家屋又は償却資産の取得価格及び取得年月日を証する書類(写し可)
- (3)建築工事請負契約書の写し
- (4)家屋平面図及び償却資産の配置図
- (5)履歴事項全部証明書(法人のみ)
- (6)所得税法又は法人税法の規定による確定申告書の写し(減価償却資産の明細等を含む)
- (7)事業所の経歴及び事業の内容を示した書類(会社の経歴書、パンフレット等)
- (8)取得した設備の内容がわかるもの
- (9)その他参考となる書類

※特別償却を行っていない場合はその理由書も提出してください。

問合せ先

若桜町 税務課
TEL:0858-82-2234
FAX:0858-82-0134

詳しくはこちら

<http://www.town.wakasa.tottori.jp/>

名称

【智頭町】智頭町企業立地促進補助金交付要綱

施策概要

智頭町内に工場又は事業所を新設又は増設する企業に対し補助金の交付を行います。

投下固定資産額及び新規常用雇用者数の規模	補助金の額	
	投資額を積算基礎とする補助金額	増加した町内在住の新規常時雇用労働者数を基礎とする補助金額
(1) 投下固定資産額が1億円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が5人以上のもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額とし、その額が2億円を超えるときは、2億円とする。	増加して半年以上勤務した常時雇用労働者数のうち、正規雇用者数に50万円を、正規雇用でない者の数に25万円を乗じて得た額(500万円を限度とする。)
(2) 投下固定資産額が5,000万円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が2人以上のもので(1)に該当するものを除く。	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額とし、その額が1億円を超えるときは、1億円とする。	
(3) 投下固定資産額が3,000万円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が1人以上のもので(1)から(2)までに該当するものを除き、常時雇用労働者数30人未満の企業に限る。	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額とし、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。	
(4) 町内の企業にあつては、投下固定資産額が300万円を超え、かつ、新規常時雇用労働者数が1人以上で、町長が認めた場合で(1)から(3)までに該当するものを除く。	投下固定資産額に100分の50を乗じて得た額を上限とする。	

問合せ先

智頭町 企画課
TEL:0858-75-4112

詳しくはこちら

智頭町企業立地促進補助金交付要綱↓
https://chizutown.jp/contents/reiki/reiki_honbun/m016RG00000826.html
智頭町ホームページはこちら↓
<http://www1.town.chizu.tottori.jp/>

名称

【智頭町】智頭町中小企業信用保証料補助金

施策概要

鳥取県信用保証協会に支払った信用保証料に対し、補助金を交付します。

補助対象経費	鳥取県信用保証協会に支払った信用保証料
補助率	2分の1
助成額	上限:50,000円(※100円未満の端数があるときは切り捨て)
申請	同一補助対象者による補助金の申請は、同一年度内に1回を限度とする。
申込窓口	智頭町役場

問合せ先

智頭町 企画課
TEL:0858-75-4112

詳しくはこちら

智頭町ホームページはこちら↓
<http://www1.town.chizu.tottori.jp/>

名称

【智頭町】智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除

施策概要

過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業(下宿営業を除く)の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除を行います。

課税免除条件(土地)

取得日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設の着手があったもの

課税免除期間

新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分

課税免除の届出

当該年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産税等について、(1)～(5)を1月31日までに智頭町長に提出すること

- (1)住所及び氏名又は名称
- (2)課税免除対象固定資産の所在地及びその事業所名
- (3)事業の種類及び製品名
- (4)事業計画
- (5)その他参考となるべき事項

問合せ先

智頭町 企画課
TEL:0858-75-4112

詳しくはこちら

智頭町ホームページはこちら↓
<http://www1.town.chizu.tottori.jp/>

名称**【湯梨浜町】チャレンジショップ支援奨励金****施策概要**

湯梨浜町の商工業の振興と活性化及び移住定住を目的に空き店舗等を活用し、地域に根ざした特色あるショップ開業者、起業家等を支援するため、町内の空き店舗等で新たにお店を開こうとする方を対象に空き店舗等へ入居する場合の賃借料(住居部分を含む)の一部を奨励金として交付します。

■対象者

- ①湯梨浜町内の空き店舗及び空き家（以下「空き店舗等」という）で小売業、サービス業、飲食業等を開業する方（風俗関連業種など一部該当しない業種があります）
- ②空き店舗等の所有者と同一世帯及び三親等以内の親族でない方
- ③町税及び公共料金を滞納していない方
- ④商工会など町内の公共的団体に加入している方

■補助対象業種

- ①小売業、サービス業、飲食業
- ②地元農産物及び海産物等直売所
- ③農産物及び海産物を使った加工所の製造・販売業
- ④地域の景観を生かした観光業
- ⑤鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号イからエ及びカに掲げる事業及び第3号掲げる事業
- ⑥その他、本町の特色を生かした事業

■補助対象経費

店舗及び住居部分の賃借料を最長1年間

■補助率・補助上限額

1/2、月額5万円

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<http://www.yurihama.jp/>

名称**【湯梨浜町】企業拡充奨励金****施策概要**

事業規模を拡大する目的で施設を増設または移設する町内事業者に対して、新たに賦課される固定資産税の3カ年分の額を奨励金として交付します。

■対象者

- ①町内の事業者が事業規模を拡大する目的で施設を増設または移設のための投資額が1,000万円以上のもので（増設の場合は増設部分について適用）
- ②町税及び公共料金を滞納していないもの

■奨励金の額

施設を増設または移設のために投資し、新たに賦課された固定資産税の3カ年分の額以内。ただし、限度額は1年度につき1,000万円です。

■お手続き

1. 投資した施設などで事業を開始する前に、奨励金対象企業指定申請を行います。
2. 奨励金対象企業指定を受けます。
3. 投資した施設などでの事業開始後1カ月以内に、事業開始届を提出します。
4. 奨励金対象企業指定を受けた年度ごとに固定資産税の完納後、奨励金の交付申請を行います。
5. 奨励金の交付決定を受けます。
6. 奨励金の請求手続き後、支払いを行います。

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<http://www.yurihama.jp/>

名称**【湯梨浜町】企業立地促進奨励金****施策概要**

湯梨浜町内に施設を新設する事業者に対して、新たに賦課された固定資産税の3カ年分の額を奨励金として交付します。

■対象者

- ①町内で施設を新設するための投資額(以下「投資額」という。)が、3,000万円以上の町外の事業者または1,000万円以上の町内の事業者
- ②町税及び公共料金を滞納していないもの

■奨励金の額

次のとおり新規常用雇用者数(「以下「雇用者数」という。)に応じて異なります。いずれも限度額は1年度につき1,000万円です。

- ①投資額が3,000万円以上で、雇用者数が10人以上＝固定資産税の額内
- ②投資額が3,000万円以上で、雇用者数が4人以上9人以下＝固定資産税の額に3分の2の割合を乗じた額内
- ③投資額が3,000万円以上＝固定資産税の額に2分の1の割合を乗じた額内
- ④申請日以前から町内に住所を有し、投資額が1,000万円以上で、新規常雇用者数が1人以上＝新たに賦課された固定資産税の額内
- ⑤申請日以前から町内の住所を有し、投資額が1,000万円以上＝固定資産税の額に2分の1の割合を乗じた額内

■お手続き

1. 投資した施設などで事業を開始する前に、奨励金対象企業指定申請を行います。
2. 奨励金対象企業指定を受けます。
3. 投資した施設などでの事業開始後1カ月以内に、事業開始届を提出します。
4. 奨励金対象企業指定を受けた年度ごとに固定資産税の完納後、奨励金の交付申請を行います。
5. 奨励金の交付決定を受けます。
6. 奨励金の請求手続き後、支払いを行います。

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<http://www.yurihama.jp>

名称**【湯梨浜町】雇用促進奨励金****施策概要**

湯梨浜町内に事業所を有する事業者が町内に住所を有する方を新たに正規の常用労働者として6カ月以上継続して雇用した場合に奨励金を交付します。

■対象者

奨励金の交付を受けることができる事業者は次のとおりです。

- ①町内に事業所(公的団体等は除く)を有すること
- ②雇用保険法の適用事業の事業者であること
- ③雇用促進計画認定の日から6月を超え、交付決定日においても継続雇用していること
- ④対象労働者雇用の日の6月前の日から交付決定日までの間において、他の常用労働者を事業者の都合により解雇していないこと
- ⑤町税、公共料金を滞納していないこと
- ⑥その他適正な雇用管理が行われていること 等

■奨励金交付対象労働者

- ①町内に住所を有する人
- ②雇用保険の被保険者
- ③個人事業者の場合、事業主の三親等以内の親族でない人
- ④次のいずれかに該当する人
 - シニア世代(55歳以上の人)
 - 子育て世代の女性(18歳までの子どもがいる女性)
 - 就職氷河期世代(昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までの間に生まれた人)
 - 移住定住者(県外に1年以上居住していた人で、雇用の日時点で県外から本町に転入して6箇月を経過していない人)

■奨励金の額

雇用した新規雇用者1人あたり20万円

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<http://www.yurihama.jp>

名称

【湯梨浜町】小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給補助金

施策概要

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)を借り入れた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。

■対象者

町内に住所を有する小規模事業者でマル経融資を受けている事業者

■補助対象

1月1日から12月31日までの期間に株式会社日本政策金融公庫に対し納付した事業資金利子。

■補助額

1月1日から12月31日までの期間に支払った利子額の2分の1以内。ただし、延滞に係る利子は除きます。

■申込方法

小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書に、小規模事業者経営改善資金利子払込証明書を添付し、提出してください。
町税等の納付が確認できない場合、補助金を交付できません。

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<http://www.yurihama.jp/>

名称

【湯梨浜町】中小企業小口融資利子補給補助金・小口融資保証料補助金

施策概要

小口融資に係る利子及び保証料を補助します。

■対象者
湯梨浜町中小企業小口融資を受けている事業者

■中小企業小口融資利子補給補助金

○補助対象

1月1日から12月31日までの期間に金融機関に対し納付した事業資金利子。

○補助額

1月1日から12月31日までの期間に支払った利子額の2分の1以内。ただし、延滞に係る利子は除きます。

○申込方法

中小企業小口融資利子補給補助金交付申請書に、中小企業小口融資利子払込証明書を添付し、提出してください。

町税等の納付が確認できない場合、補助金を交付できません。

■中小企業小口融資保証料補助金

○補助対象

1月1日から12月31日までの期間に鳥取県信用保証協会に納付した保証料。

○補助額

1月1日から12月31日までの期間に支払った保証料の2分の1以内。

○申込方法

中小企業小口融資保証料補助金交付申請書に、中小企業小口融資保証料払込証明書を添付し、提出してください。

町税等の納付が確認できない場合、補助金を交付できません。

問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<http://www.yurihama.jp/>

名称

【湯梨浜町】創業・販路開拓支援補助金

施策概要

町内での創業、新事業進出や販路開拓に要する経費の一部を支援する制度です。この制度を活用するためには、商工会などの認定経営革新等支援機関のサポートを受けながら事業計画を作成する必要があります。

■対象者

商工団体や金融機関などの認定経営革新等支援機関の指導を受けながら、創業や販路開拓などに取り組む事業者

■補助対象経費

採択された事業計画に基づき行う創業、新事業進出や販路開拓に要する次の経費。
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、
専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費

■補助率・補助上限額

創業、新事業進出の場合は補助率1/2、補助上限額50万円

販路開拓の場合は補助率1/2、補助上限額20万円

※事業承継に伴う事業の場合は補助率2/3

問合せ先

湯梨浜町産業振興課

TEL:0858-35-5383

FAX:0858-35-5376

詳しくはこちら

<http://www.yurihama.jp/>

名称

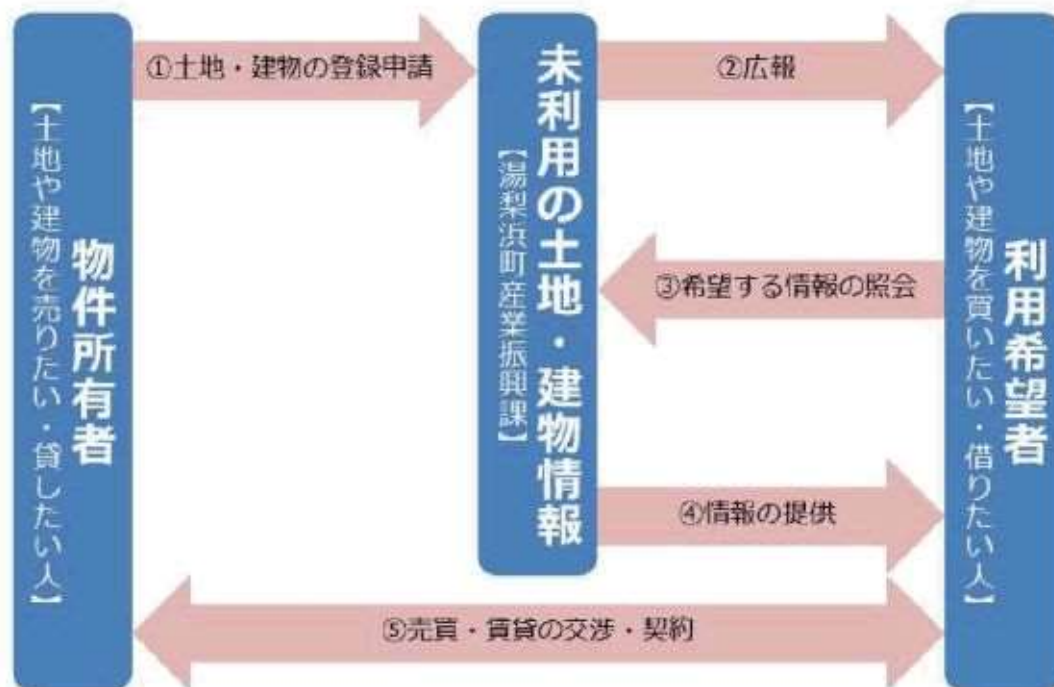
【湯梨浜町】未利用の土地・建物情報

施策概要

湯梨浜町内の未利用の土地、建物、倉庫などの情報を湯梨浜町ホームページで提供します。

湯梨浜町内の未利用の土地、建物、倉庫、店舗などの情報を湯梨浜町ホームページからご覧いただくことができます。ただし、町は情報提供するのみで、交渉及び契約には関与せず、一切の責任は負いません。

未利用の土地・建物の情報提供イメージ



問合せ先

湯梨浜町産業振興課
TEL:0858-35-5383
FAX:0858-35-5376

(詳細は湯梨浜町ホームページ内「未利用の土地・建物の情報」に掲載)

詳しくはこちら

<http://www.yurihama.jp/soshiki/10/1782.html>

名称

【三朝町】三朝町創業支援補助金

施策概要

三朝町内に店舗等を設置して創業する事業主に対して支援します。
アフターコロナを見据え、町への新たな人の流れを創出する取組みを行う場合には、特別加算を適用します。

- 対象者
三朝町内で事業を営む店舗等設置し、又は設置しようとする者のうち、次の全ての条件に該当するもの。
 - ①三朝町商工会の会員又は特定創業支援事業者の認定を受けている者。
 - ②町税を滞納していない者。
 - ③暴力団員ではないこと。
 - ④過去に本補助金、又は三朝町空き店舗等活用支援事業補助金の交付を受けていない者。
- 補助対象事業の要件
 - ①町の商工業の発展及び賑わい創出が期待できる事業であること
 - ②具体的な事業計画を有し、創業開始から1年以上の営業が見込まれること
 - ③毎月概ね20日以上営業すること
 - ④開業に必要な資格を有するか、又は開業までに有する見込みがあること
 - ⑤風俗営業を行う場合は、町長が不相当と認める業態のものでないこと
 - ⑥金融関係事業及び主として事務所として使用するものでないこと
 - ⑦以上の他、趣旨に照らして不相当と認められる事業でないこと
- 補助対象経費
新・増築工事費、内・外装工事費、設備工事費等、店舗・車両・機器等の賃借料、設備・備品購入費(消耗品等は除く。)、事業開始時の宣伝広告に係る経費
- 補助金額
自宅開業・・・補助対象経費の2分の1(上限50万円)
改装工事・・・補助対象経費の2分の1(上限100万円)
新築工事・・・補助対象経費の2分の1(上限300万円)
アフターコロナを見据えた特別加算:上限100万円
- 交付時期
改装・新築工事については、補助対象に係る工事が完了した後に交付決定額の2分の1以内の金額を支払い、創業開始から1年経過後に交付済額を差し引いた金額を支払う。
アフターコロナを見据えた特別加算分は、初年度に交付
- 申請方法
創業開始予定の1か月前までに申請書に必要書類を添えて提出

問合せ先

三朝町 観光交流課
TEL:0858-43-3514
FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>

名称

【三朝町】三朝町工場設置奨励金

施策概要

三朝町内に工場を新設又は増設する者に対し、奨励金を交付します。

対象工場

次の(1)または(2)いずれかにあてはまるもの

- (1) 投資額 500万円以上
- (2) 常時使用する従業員数 10人以上

対象経費

当該工場に使用する新たな固定資産

対象額

上記資産に対して新たに賦課される(3箇年分が限度)

交付期間

事業開始後新たに固定資産税を課することとなった年度から3年を限度とする

交付時期

当該年度末に交付

交付申請手続

事業開始の日から30日以内に工場の所在地等を記載した奨励金交付申請書(法人にあっては、法人の登記事項証明書を添付すること。)を町長に提出すること。

問合せ先

三朝町 観光交流課
TEL:0858-43-3514 FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>

名称

【三朝町】三朝町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を借り入れた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図ることにより、町内の小規模事業者の経営の安定及び発展を図るため、予算の範囲内で利子補給補助金を交付します。

○対象者

三朝町内に主たる店舗、工場又は事業所を有する三朝町商工会の推薦を受けた小規模事業者で、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間にマル経融資を借り受け、町税を滞納していない者。

○補助金額

①本補助金の交付対象となる利子は、初めて借り受けた日から起算して3年以内のマル経融資資金(借換えに係るものを含む。)に係る利子額(現に納付したものに限り、遅延利息等を除く。)とし、本補助金の額は、当該利子額の2分の1以内とする。

②本補助金は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に返済した利子について当該年度に交付するものとする。

問合せ先

三朝町 観光交流課
TEL:0858-43-3514
FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>

名称

【三朝町】三朝町店舗改装等支援事業補助金

施策概要

消費者の満足度向上及び美しい街並み景観形成を図り、地域産業等の振興に寄与することを目的に、消費者が安心・快適に利用できる観光施設や商業環境の整備を支援します。

○対象者

日本標準産業分類大分類における小売業、不動産業(駐車場業に限る)、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業に係る事業を町内の店舗等において現に営む中小企業、特定非営利活動法人若しくは個人又は当該店舗等の所有者で、次の全ての要件に該当する者。

- (1) 当該店舗等を毎月おおむね20日以上営業していること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 過去において三朝町空き店舗等活用支援補助金の交付を受けていないこと。

○補助対象経費

主として来客のために利用する設備及び空間の整備に要する経費で、次に掲げる工事に要する経費の合計額。ただし、消費税、地方消費税及び三朝町福祉のまちづくり推進事業補助金の補助対象経費に該当するものについては補助対象経費から除く。

- ①内外装工事(周囲の景観に配慮したデザインとするものに限る。)
- ②トイレ改修・新設
- ③器具設備・駐車場整備(器具設備整備は①又は②と合わせて行う場合に限る。)

○補助金額

補助対象経費の2分の1(上限50万円)

○交付の条件

補助事業者は、町内の事業所への発注に努める。

問合せ先

三朝町 観光交流課
TEL:0858-43-3514
FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>

名称

【三朝町】三朝町新事業チャレンジ応援補助金

施策概要

新商品の開発や新事業分野への進出等、新たな取組みに挑戦する町内事業者を支援します。

- 対象者
町内で事業を営む者
- 補助対象事業
 - ①新商品開発
 - ②新分野への進出
 - ③新サービスの提供
 - ④その他町長が特に必要と認めたもの
- 補助対象経費
備品購入費(消耗品は除く)、店舗・車両・機器等賃借料、広告宣伝費、設備導入費、新築・増築工事費、外装・内装工事費等
- 補助金額
1/2(補助上限額:50万円)

問合せ先

三朝町 観光交流課
TEL:0858-43-3514
FAX:0858-43-0647

詳しくはこちら

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>

名称

【北栄町】北栄町創業支援事業補助金

施策概要

北栄町内で創業を行おうとする個人又は法人に対して、初期投資にかかる経費の一部を支援します。

●対象者

町内で新規創業を行おうとする個人

●事業内容

(1)事業所開設支援事業

創業を目的とした事業所等の開設に係る投資や設備費の一部を支援します。

①条件

- ・町内に事業所等を新設する者
- ・補助対象経費が50万円以上となる事業

②金額等

- ・補助率1/2 上限:100万円

③加算

- ・町内に住所を有する法人又は個人事業主からの購入や施工をした場合
上限50万円(補助率1/2)を加算する

(2)経営支援事業

創業に必要な市場調査や販売促進など、経営安定化を図る経費の一部を支援します。

①金額等

- ・補助率1/2 上限:50万円

(3)雇用促進事業

町内に住所を有する者を正規雇用した場合に、人件費の一部を支援します。

①金額等

- ・町内者1名あたり30万円 上限90万円(3名)

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室
TEL:0858-37-3153
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<http://www.e-hokuei.net/>

名称

【北栄町】北栄町由良宿まちづくり活性化支援事業補助金

施策概要

北栄町由良宿地内の予め指定した地域で、飲食業・宿泊業・小売業を対象に創業を行おうとする個人又は法人に対して、初期投資にかかる経費の一部を支援します。

●対象者

町内で予め指定した地域で新規創業を行おうとする個人または法人

●事業内容

(1)事業所開設支援事業

創業を目的とした事業所等の開設に係る投資や設備費の一部を支援します。

①条件

- ・町内に事業所等を新設する者
- ・補助対象経費が50万円以上となる事業

②金額等

- ・補助率1/2 上限:150万円

③加算

- ・町内に住所を有する法人又は個人事業主からの購入や施工をした場合
上限50万円(補助率1/2)を加算する

(2)経営支援事業

創業に必要な市場調査や販売促進など、経営安定化を図る経費の一部を支援します

①金額等

- ・補助率1/2 上限:50万円

(3)雇用促進事業

町内に住所を有する者を正規雇用した場合に、人件費の一部を支援します。

①金額等

- ・町内者1名あたり30万円 上限90万円(3名)

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室
TEL:0858-37-3153
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<http://www.e-hokuei.net/>

名称

【北栄町】北栄町小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金

施策概要

マル経融資及び生活衛生改善資金融資を受けた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。

●対象者

- (1) 町内に住所を有する小規模事業者で株式会社日本政策金融公庫のマル経融資及び生活衛生改善資金融資を受けた者。
- (2) 町税等を滞納していない者。(法人にあつては代表者を含む。)

●補助金の額

借受人が当該年度の毎年1月1日から12月31日までに株式会社日本政策金融公庫に納付した利子額の2分の1以内(1円未満の端数を切り捨てた額)。ただし、延滞に係る利息は除く。

●補助対象期間

対象融資の利子が発生した時から3年間。

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室
TEL:0858-37-3153
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<http://www.e-hokuei.net/>

名称

【北栄町】北栄町ふるさと就職応援事業

施策概要

次代の商工振興を担う若者が健康に就労する習慣づけの一助とするとともに町内企業への就労を促進することを目的に、町内体育施設利用料とすいかながも健康マラソン大会参加費を支援します。

●対象者

町内の商工業に係る事業所に就職した者及び町内で創業した者。
ただし、町内に勤務する者に限る。(中学校・高等学校・専修学校・大学等を卒業して3年以内の者)

●事業内容

・本町体育施設であるB&G海洋センター内のプール及びトレーニングルームを申請年度から翌年度末までの間(最長2年間)で利用できる。

・すいかながも健康マラソン大会への無料参加。

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室
TEL:0858-37-3153
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<http://www.e-hokuei.net/>

名称

【北栄町】北栄町企業立地及び雇用促進条例

施策概要

北栄町内に工場又は事業所の新設又は増設を行おうとする企業に対して、固定資産税相当額の奨励金と雇用が発生した場合に雇用促進の奨励金を支給します。

●対象者

町内に工場・事業所を新設又は増設を行おうとする企業

●事業内容

(1)企業立地促進奨励金

以下の条件をすべて満たすこと。

①投下固定資産額(地方税法(昭和25年法律226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に関する費用、並びにこれに準ずる費用で町長が別に定めるものの総額をいう。)が300万円以上であること。

②環境保全について適切な措置が講じられるものであること。

③本町経済の健全な発展と町民生活の安定に寄与すると認められるもの。

(2)雇用促進奨励金

上記企業立地促進奨励金の支給に該当する場合で、新規常用雇用者3名以上を6ヶ月以上雇用継続した場合、一人当たり30万円を支給する(上限600万円)。

①賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等を備え付け、町の要請により提出する事業主であること。

問合せ先

北栄町 産業振興課 農商工推進室
TEL:0858-37-3153
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<http://www.e-hokuei.net/>

名称

【北栄町】空き工場・空地情報

施策概要

北栄町内の空き工場、空地などの情報を北栄町ホームページで提供します。

・北栄町内の空き工場、空地などの情報を北栄町ホームページに掲載しております。交渉については、物件所有者に直接お問い合わせください。

※町は、交渉及び契約には関与せず、一切の責任は負いません。

問合せ先

北栄町 産業振興課
農商工推進室TEL:0858-37-3153
FAX:0858-37-5339

詳しくはこちら

<http://www.e-hokuei.net/>

名称

【琴浦町】琴浦町新事業展開・販路開拓等支援補助金

施策概要

新規事業の事業可能性調査、新商品の開発や既存商品の改良、EC通販への参入、デジタル技術を活用した業務効率化等、町内事業者の新たな取組の初期段階を支援します。

○対象者

町内に本社などの主たる事業所を有する中小企業者又は個人事業主、企業組合、協業組合、農業協同組合、漁業協同組合、NPO法人等

○補助金額

対象経費の2/3(上限 50万円)

○対象経費

- ・市場調査、競合分析、マーケティング戦略構築に必要な経費
 - ・新しい製品・サービスの開発や既存商品の改良に向けた簡易な試作に必要な経費
 - ・商品の新しい販売方式の導入検討に必要な経費
 - ・業務効率を向上するITシステムの導入検討に必要な経費 …等
- ※自社にとって初めての取組に係るものであることが必要です。

問合せ先

琴浦町 商工観光課
TEL:0858-52-1713
FAX:0858-52-1714

詳しくはこちら

<http://www.town.kotoura.tottori.jp/>

名称

【琴浦町】琴浦でスタート！応援補助金

施策概要

新たに起業する個人、事業者及び町内にオフィスを移転する県外事業者に対し、その初期経費に係る費用の助成をします。また、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した資金調達の支援を行います。

【起業支援事業】

○対象者

次に掲げる要件のすべてに該当する者

- ・町内で起業し、かつ、町内に住所を有する者
- ・琴浦町内に事業所を設置し、通年で事業を行う者
- ・創業を予定している者又は創業の日から1年を経過していない者
- ・特定創業支援等事業により支援を受けた者

○補助金額

- 一般枠 対象経費の1/2(上限 50万円)
- 政策枠 対象経費の1/2(上限100万円)

○対象経費

- ・土地及び建物の取得、建築、賃借、改修等に係る経費
- ・設備の購入、賃借、改修、修繕等に係る経費
- ・車両、工具又は備品等の購入及び賃借等に係る経費
- ・事業開始時の広告宣伝に係る経費
- ・コンサルティング経費
- ・その他必要と認める経費

【ふるさと納税型クラウドファンディング】

○対象者

起業支援事業を活用する者

○補助金上限

クラウドファンディングで調達した資金内

【オフィス移転支援事業】

○対象者

県外事業者

○補助金額

対象経費の10/10(上限100万円)

○対象経費

- ・店舗取得、改修、設備購入、賃借、修繕に係る経費
- ・備品等の購入及び賃借に係る経費
- ・その他必要と認める経費

問合せ先

琴浦町 商工観光課
TEL:0858-52-1713
FAX:0858-52-1714

詳しくはこちら

<http://www.town.kotoura.tottori.jp/>

名称

【琴浦町】琴浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金制度

施策概要

マル経融資を借り入れた町内の小規模事業者の支払う利子の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付します。

【制度の概要】

○対象者

次に掲げる要件のいずれも該当する者

- ・町内に住所を有する小規模事業者で、マル経資金を受け、株式会社日本政策金融公庫に利子を納付した者
- ・町に納税義務があり、かつ、その町税等を完納している者（法人にあっては代表者を含む。）

○対象期間

当該融資の償還が開始された日の属する月（利子発生月）から3年間を上限

○利子補給金の額

小規模事業者が各年の1月1日から12月31日までに株式会社日本政策金融公庫に納付した利子額（延滞に係るものは除く）の2分の1の額

○交付申請

必要な書類を添えて、琴浦町商工会（0858-52-2178）を經由し町へ提出

問合せ先

琴浦町 商工観光課
TEL:0858-52-1713
FAX:0858-52-1714

詳しくはこちら

<http://www.town.kotoura.tottori.jp/>

名称

【琴浦町】琴浦町中小企業イメージアップ推進事業補助金

施策概要

中小企業のイメージアップに繋がる取り組みに係る経費の一部を助成することで、人材確保および商品力の向上を支援します。

○対象者

町内に事業所を有する法人および個人

○補助金額

対象経費の1/2以内(上限10万円)

○対象事業(リニューアル含む)

- (1) ホームページ作成事業
- (2) PR動画作成事業
- (3) パンフレット、カタログ作成事業
- (4) 会社のロゴ、デザイン作成事業

○補助対象経費

- ・外部委託に係る経費
- ・自社製作に係る経費
- ・その他必要と認められる経費

○補助対象外経費

- ・飲食費
- ・通信経費等のランニングコスト
- ・パソコン、デジタルカメラ等ハードウェア購入費

※国、県等による本補助金と同様の趣旨による助成を受ける場合は対象外

※1事業所年度内1回限り

問合せ先

琴浦町 商工観光課
TEL:0858-52-1713
FAX:0858-52-1714

詳しくはこちら

<http://www.town.kotoura.tottori.jp/>

名称

【琴浦町】過疎地域における事業用資産の取得に係る固定資産税の課税免除

施策概要

過疎地域持続的発展市町村計画であって町が定めるものに記載された産業振興促進区域において、対象業種の発展を促すため、固定資産税を課税免除します。

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域内の産業の振興を図るため、琴浦町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、要件を満たした事業の用に供する設備の取得等をした場合は、対象資産に係る固定資産税について3年間の課税免除(全額)の適用を受けることができます。

○適用となる要件

(1)対象となる産業振興促進地域

琴浦町全域

(2)対象者

青色申告をする個人又は法人

(3)対象事業及び対象資産

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く)の用に供する設備の取得等(※1)をした場合、当該取得した土地、家屋及び償却資産

(4)取得価額要件

500万円以上から2,000万円以上(対象業種、資本金規模により要件が異なります。)

(5)取得時期

令和4年4月1日以降に取得したもの(土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限ります。)

問合せ先

琴浦町 税務課
TEL:0858-52-1702
FAX:0858-49-0000

詳しくはこちら

<http://www.town.kotoura.tottori.jp/>

名称

【琴浦町】琴浦町産業振興に係る固定資産税の減免措置

施策概要

企業誘致等により産業の振興、雇用の確保を図るため、町内に工場又は事業所を新設又は増設する者に対し、固定資産税の減免をします。

●対象者

次に掲げる要件にいずれも該当する工場等を新設又は増設したものについて適用する。ただし、増設の場合は、増設部分の施設とする。

- (1) 町経済の健全な発展と町民生活の福祉向上に寄与すると、町長が認めたもの
- (2) 固定資産投資額 3,000万円以上であること
- (3) 町に住民登録を有する新規常用雇用者数(臨時的職員は除く)が3人以上であること
なお、新規常用雇用者とは、工場等を新設又は増設することに伴い雇い入れられた次に掲げる要件にいずれも該当するものとする。
 - ア 雇用期間の定めのない者
 - イ 雇用保険の被保険者である者
 - ウ 1週間の所定労働時間が30時間以上である者
- (4) 町商工会に加入している又は加入すること

●減免基準

事業開始した工場等に使用される固定資産(土地・家屋・償却資産)に対して新たに賦課された固定資産税の額を限度とする。ただし、年間固定資産税額1,400万円を全額減免の限度とし、これを超える場合は超えた部分の50%を加えた額を限度とする。

●減免期間

減免措置は、新たに賦課された年度から3年を限度とし減免措置する。

問合せ先

琴浦町 税務課
TEL:0858-52-1702
FAX:0858-49-0000

詳しくはこちら

<http://www.town.kotoura.tottori.jp/>